

監査委員公表第15号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年11月30日

寒川町監査委員	竹井龍一郎
同	柳下雅子

- 1 監査年月日
平成30年11月13日から11月28日まで
- 2 監査等対象機関
田端スポーツ公園指定管理者／静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体
所管課／健康子ども部健康・スポーツ課
- 3 監査等の種別
財政的援助団体等の監査（公の施設の指定管理者）
- 4 監査等対象
平成29年度の田端スポーツ公園の管理に係る出納その他の事務及び健康・スポーツ課の指定管理に係る出納その他の事務
- 5 監査の方法
指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され、目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。
- 6 監査の結果
一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に処理されているものと見受けられた。
○留意すべき事項は文書又は口頭により指導した。